

「いしかわ子ども総合条例」第33条の2等の改正（案）に係る
パブリックコメントの結果について

募集期間：令和4年7月22日（金）～8月22日（月）

意見件数：6件

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
第19条の2 デジタル社会における乳幼児の心身の発達を守るための支援		
1	VDT症候群などから乳幼児の心身の発達を守ることは重要であるが、乳幼児の心身の発達への影響は、電子機器の利用だけではなく、保護者や周りの大人とのコミュニケーションの質と量によるものが多い。啓発や施策に当たっては、スマートフォンやタブレット端末の過度な利用規制に繋がらないよう規則に明記し、結果を注視すべきである。	乳幼児期は視力や言葉など心身が発達する重要な時期であるため、スマートフォンやタブレット型端末その他映像を表示する電子機器の過度な利用による影響について、理解を深めていただきたいと考え制定するものであり、スマートフォン等の利用を規制するものではありません。
2	改正案には「乳幼児が触れる権利＝親が見せる権利」がないので、「スマートフォンやタブレット端末等電子映像・再生機器の使用規制に繋げてはならない」と明記し、「事実上のスマホ隔離令」にならないようにすべきである。	
第33条の2 携帯型情報通信機器の適切な利用		
3	現行条例の3項「小中学生への携帯電話の所持規制」は、本年1月に策定された「石川県デジタル化推進計画」や今日のデジタル社会に逆行しているため、実質的に条例案2項に置き換えることに賛成である。	今後は、青少年が携帯型情報通信機器の適切な利用方法を理解し、賢く利用できるよう保護者、地域団体、学校関係者その他の青少年の健全育成に携わる方々とともに、適切な利用に関する取組の促進に努めていきたいと考えております。
4	現行条例の3項「小中学生への携帯電話の所持規制」の削除を支持する。電子機器は子供の頃から使用した方が使いこなせるようになる。	

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
第33条の2 携帯型情報通信機器の適切な利用		
5	<p>携帯電話の所持規制が廃止されることで、小中学生の携帯電話の所持率が上昇し、長時間使用やネットトラブルが急増する等、生活面や学習面で様々な支障が生じると思う。ぜひ、携帯電話端末の使用制限条項は残してほしい。</p>	<p>これまで同条例において、携帯電話の所持規制等に努めてきましたが、県内の小中学生のスマートフォンまたは携帯電話の所有率は、小学6年生は11.9%（H24）から40.8%（R2）、中学1年生は14.0%（H24）から58.4%（R2）と急増しております。</p> <p>また、小中学校でのGIGAスクール構想によるICT教育も推進されてきております。</p> <p>今後は、「適切な利用方法を十分に理解した上で、賢く利用する」とし、保護者、地域団体、学校関係者その他の青少年の健全育成に携わる方々とともに、適切な利用に関する取組の促進に努めることが重要と考えております。</p>
6	<p>未成年が、親による虐待やカルト団体から脱出するにはネット情報しかないため、改正条例案の2項と3項に、「県・親は青少年に自由に利用させることを前提とした教育や施策をしなければならない」と入れてほしい。</p> <p>特に、3項には「親等保護者は自身の信仰や教育方針を理由に、子供のネット等の利用を妨げてはならない。また医療機関もむやみに制限を課してはならない」と入れて、虐待やカルトから子供を守ってほしい。</p>	<p>青少年が制限なく携帯型情報通信機器を過度に使用することは、健康や学習において様々な影響を及ぼすと考えられることから、利用方法については、家庭内で保護者と青少年が話しあって、青少年自身が主体となって、利用に関する基準やルールを作るなどの適切な対応に努めることを趣旨としています。</p>